



みゃ〜く使り

〜宮古家畜保健衛生所〜

令和7年6月発行
 沖縄県農林水産部
 宮古家畜保健衛生所
 宮古島市平良字西里1951
 TEL (0980) 72-3321
 FAX (0980) 72-6673

R7年度6月期子牛共進会

令和7年6月13日、宮古家畜セリ市場にて令和7年度6月期宮古地区子牛共進会が開催されました。第1〜6類まで計61頭の子牛が出品され、団体賞は城辺支部が獲得しました。出品者及び関係機関の皆さん、お疲れ様でした(^-^)

		名号	飼養者氏名			名号	飼養者氏名
第1類	優等賞	おと	新城 聡子	第4類	優等賞	みのゆり	川満 恵勝
	1等1席	あかり	荷川取 広明		1等1席	かつひさ	野路 美由希
	1等2席	みしえる	上地 博也		1等2席	ふじみ	根間 里一
第2類	優等賞	ゆめか	前里 恵春	第5類	優等賞	ふくまる	上地 博也
	1等1席	まこと	砂川 健治		1等1席	やすかめ	伊山 和吉
	1等2席	ゆり	砂川 雅一郎		1等2席	まみ	野路 美由希
第3類	優等賞	まるこ	荷川取 広明	第6類	優等賞	うたは	上地 美優桜
	1等1席	かおり	砂川 健治		1等1席	ちゅらひめ	渡真利 都
	1等2席	つるこ	川平 泰士		1等2席	つるこ	下地 美智子

R6年3月9日〜R6年9月8日生の雌子牛は、沖縄県畜産共進会の若雌第1類、第2類の出品規格に該当します。
 (※R7年5月7日以前から飼養管理している牛に限る。)



団体賞を受賞した城辺支部の皆さん

優等賞おめでとうございます

おと号 新城 聡子さん
父：福勝鶴 母の父：諒太郎



第1類

【美点】 発育、体の伸び、体上線の強さ、若雌・子牛らしさ

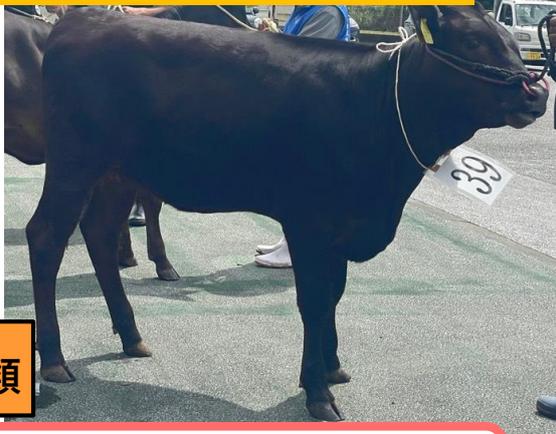
ゆめか号 前里 恵春さん
父：福増鶴 母の父：百合茂



第2類

【美点】 発育、体の伸び、体上線の強さ
体積感、体幅(特に中軀幅)

まるこ号 荷川取 広明さん
父：美百合 母の父：福之姫



第3類

【美点】 発育、体上線の強さ、骨締まり
なだらかな移行

みのゆり号 川満 恵勝さん
父：福勝鶴 母の父：美津照重



第4類

【美点】 発育、体上線の強さ、平直な体下線
全体的な均称

ふくまる号 上地 博也さん
父：福勝鶴 母の父：美国桜



第5類

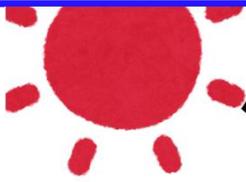
【美点】 体の伸び、体深、全体的な体幅・
均称、なだらかな移行、品位

うたは号 上地 美優桜さん
父：美津忠平 母の父：美国桜

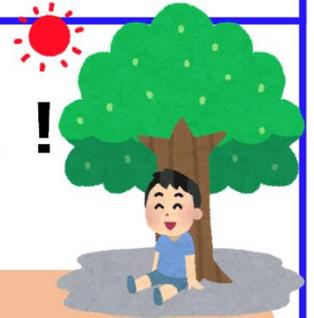


第6類

【美点】 体上線の強さ、平直な体下線
体積感、下健部の強さ



作業者の熱中症に要注意!



農業法人含め対策が義務化

6月1日から農業法人なども含め、労働者を雇うすべての企業で熱中症対策が義務化されました。

熱中症の恐れがある人の早期発見、対処するためのマニュアル作りなどが求められる。対策を怠った場合、6カ月以下の懲役、または50万以下の罰金が科される可能性があります。

農作業での熱中症対策のポイント



事前にすべきこと

- 暑熱順化・・・高温になる前の時期から体を暑さにならしておく
- プレクーリング・・・作業前に冷たい飲み物などで体温を下げる

農作業中にすべきこと

- 小まめな休憩と水分・塩分補給
- 単独作業は避ける、ファン付き作業服など資材の活用

もし体調が悪くなったら・・・

- 作業を中断して涼しい場所に移動する
- 衣服を緩めて体を冷却、改善しなければ119番通報を

マニュアル (例)

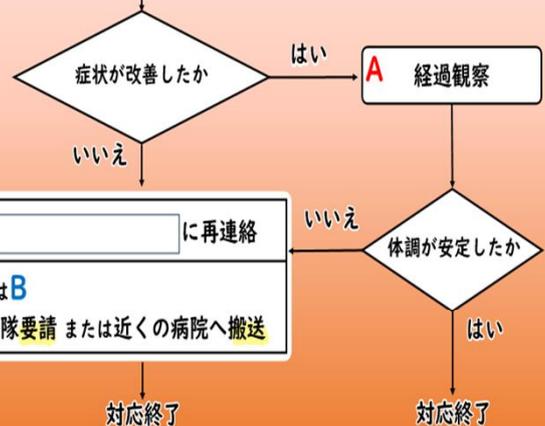
作成日: 年 月 日

作成者:

「熱中症」対応フロー

A・熱中症発症または熱中症患者発見
 ・B に連絡
 ・作業を中断して応急処置

A: あなた
 (発症者・発見者)
 B: 熱中症担当者



熱中症のおそれがある時の連絡体制

① 熱中症担当者

担当者:

TEL:

・上記連絡先に連絡がつかない時は
 応急処置や救急隊要請を優先し、
 事後に連絡すること。

② 救急・近隣病院

救急隊要請

119番!

近くの病院:

住所:

TEL:

仕事が終わった後でも、体調が悪化したと感じたら、すぐに救急隊を呼んでください!
 (熱中症は回復後に症状が悪化するケースがあります!)

※本資料は厚生労働省が提示しているものを参考に農業現場に合うよう、農林水産省にて作成しています。



綺麗な牛体で暑熱対策を！！

脱水防止

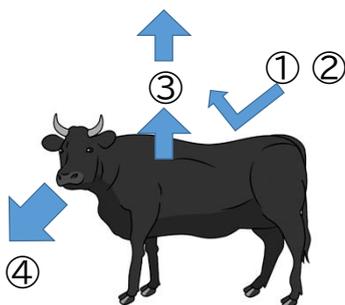
牛の暑熱対策に重要な2つの柱

飼育環境改善

- ① 綺麗で熱くない水を不断給水
- ② 牛が飲みやすい方法(容器)
- ③ 牛が求める十分な水量を確保



- ① 牛舎内外の暑熱対策
- ② ハエ駆除対策
- ③ ヨロイを落とし、牛体清掃



* ~ 牛の放散熱 ~ *

- ① 放射: 体表面から電磁波によって熱が外気中に放出される
- ② 対流: 体表面から気流によって熱が放出される
- ③ 伝導: 壁や床と接触することにより熱伝導が起こる
- ④ 蒸散: 水分の蒸発による熱の放散。発汗と呼吸量が関係
↳ 熱性多呼吸(パンディング)など

①、②では体表面積、体表面と外気温の温度差、皮膚・被毛の性状が関与します。

ヨロイの付着は、

- ・ 牛体汚染 ・ 被毛の発育阻害 ・ 皮膚の損傷 ・ 体表での温度調節(①・②)の阻害

悪影響

*少しでも熱放散しようとウォーターカップなどを汚染する

*分娩後の子牛の下痢を誘発する原因となる可能性も！！

初乳を飲もうとする子牛が、母牛の腹部や大腿部付近に吸い付いた後乳首に辿り着くことはありませんか？その際、母体にヨロイが付着していると乳房付近の汚れを摂取してしまいます。

母牛の腹部・大腿にヨロイはないかな？



牛の“全身冷却”を兼ねて

牛体清掃で“ヨロイ落とし”を！

ヨロイを落とすのがセリ直前だと、毛が抜けたり皮膚を傷つけてしまう可能性があるため、時間的な余裕をもって取り組みましょう。

繁殖農家の皆さんが愛情をかけて育てあげた牛は、商品であり作品です。

削蹄や牛体清掃を行い、“万全の状態での出荷”をお願いします

畜産農業には、水質汚濁防止法に基づき排水規制が適用されています

1 畜産農業と水質汚濁防止法

水質汚濁防止法により、特定事業場（特定施設を有する事業場）から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ排水する場合、排水基準値をクリアすることが必要です。

畜産農業では、右に示す施設が対象となり、届出が必要です。

<特定施設>

総面積 50m²以上の豚房
 総面積 200m²以上の牛房
 総面積 500m²以上の馬房

都道府県 又は
 水濁法政令市に
 届出が必要です！

2 畜産農業で注意が必要な水質項目

- 健康項目（全ての特定事業場が対象）
 アンモニア・アンモニウム化合物
 亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）など
- 生活環境項目（日平均排出水量が50ml以上の特定事業場が対象）
 生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）・大腸菌群数・全窒素含有量・全りん含有量 など

3 暫定排水基準

畜産農業については、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として暫定排水基準値が設けられています。排水基準違反には、罰則規定があります。

項目	暫定排水基準値 (令和7年7月1日以降)	期限	一般排水基準値
硝酸性窒素等	豚房施設 400mg/L	令和10年9月末	100mg/L 牛房及び馬房施設は 一般排水基準値
全窒素含有量 ※	130mg/L (日間平均110mg/L)	令和10年9月末	120mg/L (日間平均60mg/L)
全りん含有量 ※	22mg/L (日間平均18mg/L)	令和10年9月末	16mg/L (日間平均8mg/L)

※) 全窒素及び全りんについては、閉鎖性海域に排出する日平均排出水量50m³以上の養豚事業場が対象
 注) 水域により適用される項目が異なっていたり、自治体により上乗せ規制が行われている等の場合がありますので、詳細は自治体にお問い合わせください。

排水の測定・記録・保存が必要です

4 測定・記録・保存の義務化

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排水の水質項目について、

1年に1回以上の測定と記録 と **3年間の保存** が義務付けられました。

※測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。

現在の届け出内容を確認していただくとともに、項目に過不足があれば、届出の変更を行ってください。

測定項目

- 排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1号別紙（排水の汚染状態及び量）に記載した項目（その他の項目については必要に応じて測定）

測定・記録・保存

- 排出口ごとに年1回以上測定（ただし、雨水専用排出口は除く）
- 所定の様式に記録し、3年間保存

罰則の内容

- 測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合
30万円以下の罰金

別紙4（一部抜粋）

排水の汚染状態及び量

No.	排水1		排水2	
	mg	mg	mg	mg
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				

ご自身の農場は、

- 特定事業場ですか？
- 届出内容に変更はありませんか？
- 毎年測定を行っていますか？
- 記録は保存していますか？
- 排水基準は守られていますか？

詳しくは、都道府県又は水濁法政令市にお問い合わせください。



みつばち ふそ
蜜蜂の腐蛆病検査について

腐蛆病検査は、家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づき、県全体の清浄性を確認するため、農場で飼養する蜜蜂が検査対象となります。
なお、陰性証明書の発行を希望される方は証明書発行希望日の約2週間前までに家畜保健衛生所までご連絡ください。

定期検査

- ・原則、年1回

出荷前検査

- ・出荷前の腐蛆病検査と陰性証明

検査方法

- ・臨床検査
- ・細菌検査（必要と判断した場合のみ）

検査手数料：70円/群

※検査証明書を希望する場合は、別途400円/件

蜜蜂を飼養している皆様へお願い



養ほう振興法第3条に基づく飼育届を提出してください。

飼育開始時および毎年1月に、住居地のある市町村に提出お願いします。
趣味で蜜蜂を飼育する場合を含む、全ての飼育者が対象です。



家畜保健衛生所の実施する腐蛆病の定期検査（家伝法第5条）を受けてください。



飼養する蜜蜂に対して適切な衛生管理をしてください。

病気から養蜂場を守るには、蜂群をこまめに観察し、病気の早期発見と拡散防止に努めることが大切です。腐蛆病等の自主検査や出荷（移動）等の記録をしましょう。

蜜蜂に異常があれば家畜保健衛生所に通報してください。
伝染病の疑いがあると判断した場合には、立入検査を実施します。

宮古家畜保健衛生所：☎72-3321

鹿児島からの導入牛は全頭検査します!!

沖縄県全体で、**オウシマダニ**を入れないため、**鹿児島県**からの**導入牛は全頭、薬浴（殺ダニ剤の投薬）と血液検査**を行っています。

オウシマダニはバベシア症（家畜法定伝染病）を媒介するダニで本県では平成11年に撲滅を達成し現在存在してません。

※撲滅には多大な費用、労力、時間を要しました。



オウシマダニ



バベシア原虫

バベシア症（家畜法定伝染病）は、赤血球に寄生し、貧血を起こす病気です。重症化すると死亡します。

鹿児島県から牛を導入する場合は、**事前に家畜保健衛生所に連絡**をお願いします。
過去に導入した未検査牛に関しても検査をお願いします。

